

【報道提供資料】

PRESS RELEASE



---

指定地域密着型サービス事業者の指定取消について

---

泉南市では、令和8年6月17日に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の10第1項第4号、第8号、第11号の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しますのでお知らせします。

1 事業者

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| (1) 名称  | 株式会社ふくはち               |
| (2) 代表者 | 代表取締役 榎本 重敏（えのもと しげとし） |
| (3) 所在地 | 大阪府泉南市信達大苗代765番地       |

2 事業所名称及び所在地

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 事業所名称     | 看護小規模多機能の家 ふくはち  |
| (2) 事業所所在地    | 大阪府泉南市信達大苗代765番地 |
| (3) サービス種別    | 看護小規模多機能型居宅介護    |
| (4) 指定年月日     | 令和7年4月1日         |
| (5) 介護保険事業所番号 | 2795600200       |

3 指定取消日 令和8年6月30日（処分通知日：令和8年6月17日）

4 指定の取消の理由

(1) 不正の手段による指定

【法第78条の10第1項第11号】

訪問看護事業所が人員を満たしていないと知りながら、訪問看護事業所が人員を満たしているとし、一体的に運営していることで当該事業所の人員も満たしていると不正に指定を受けた。

(2) 人員基準違反

【法第78条の10第1項第4号】

一体的に事業を運営する訪問看護事業所が人員基準を満たしていなかったことから、当該事業所においても人員基準を満たしているとみなせなかった。常勤専従勤務していない者を常勤専従勤務させているかのような内容虚偽の報告を行った。

(3) 不正請求

【法第78条の10第1項第8号】

指定要件を満たしていないのに、指定要件をみたしているかのように装い指定を受け、介護給付費を不正に請求した。

5 事業者に対する経済上の措置（法第22条第3項）

経済上の措置としては、不正請求に関する返還額（概算）43,655,473円に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求める。

（内訳）泉南市 39,365,087円  
          阪南市 1,320,757円  
          紀の川市 2,969,629円

**【処分に関する連絡先】**

大阪府泉南市 福祉保険部 広域福祉課 介護事業者担当

TEL:[072-493-2222](tel:072-493-2222) Mail: [koufuku@city.izumisano.lg.jp](mailto:koufuku@city.izumisano.lg.jp)

**【返還額に関する連絡先】**

大阪府泉南市 福祉保険部 長寿社会推進課

TEL:[072-483-8251](tel:072-483-8251) Mail: [kaigo@city.sennan.lg.jp](mailto:kaigo@city.sennan.lg.jp)